

様式第4号（第4条関係）

門環施第109号

平成23年11月7日

公文書部分開示決定通知書

戸田 ひさよし 様

門真市長 園部 一成

平成23年9月29日に請求のありました公文書の開示について、門真市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定しましたので、通知します。

公文書の件名又は内容	1、関電と門真市が交している契約書で、「守秘義務」が定められている契約書の全て、 2、関電と門真市との契約、料金請求において、 ・基本料金単価、力率割引率、長期契約割引率、 ・夏期電力量単価、○その他の季節電力量単価、 がわかる文書、
開示できない部分及び理由	法人の印影部分については、門真市情報公開条例第6条第2号アの法人等に関する情報に該当するため不開示
開示の方法	① 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴
開示の日時	平成23年12月8日（木）午後1時00分
開示の場所	法務課
※不開示部分を開示することができる予定期日	年 月 日以後であれば当該公文書を開示することができますので、改めて請求してください。

（教示）

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に門真市長に対して異議申立てをすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（門真市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

※ この欄は、開示できない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入します。